

自転車のマナーアップで事故防止!!

自転車利用者の
乗車用ヘルメット着用は、
努力義務となっています。
(※中学生以下の子の着用は義務)
万が一の交通事故に備え、
被害軽減に有効な
ヘルメットを
着用しましょう。

Point 1

ヘルメットの着用

中学生以下の子の着用は保護者に義務

自転車損害賠償
保険等への加入は、
全ての自転車利用者の
義務となっています。
自転車事故で、他人にけがを
負わせたときに相手方を補償する
保険に必ず加入しましょう。

Point 2

自転車損害賠償 保険等への加入

かごしま自転車条例を遵守して、自転車を安全に利用しましょう!



「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」の詳細は、鹿児島県ホームページを!

問合せ先

鹿児島県男女共同参画局
くらし共生協働課 くらし安全係

☎099-286-2523